論 文

協働型資源管理にみるエコ統治性の諸相 コスタリカにおけるウミガメの保全事業を事例に

Aspects of Eco-governmentality on the Collaborative Resource Management A Case Study of a Marine Turtle's Conservation Project in Costa Rica

武田 淳*・及川 敬貴** Jun TAKEDA and Hiroki OIKAWA

要旨:本稿は、コスタリカにおいて見られる「環境による統治」を国家と地域の両側面から分析することを目的とする。そのアプローチとして、Foucaultの統治性概念を応用したエコ統治性論に基づき、国家レベルの資源管理体制が構築されるプロセスを整理すると共に、それに対する地域の反応を明らかにする。事例として取り上げるオスティオナル村は、ヒメウミガメの産卵地として知られ、住民と保護区による協働資源管理が行われてきた。この管理体制が構築される過程を、地域の視点から明らかにする作業を通じて、地域社会を「上からの統治性」の客体として捉えていた従来のエコ統治性論を再考する。

キーワード: エコ統治性、協働型資源管理、コスタリカ、ウミガメ

1. はじめに

1.1 コスタリカの海洋保護区事情

中米のコスタリカは、中進国でありながら環境政策が進んだ国として知られる¹。それは、イエール大学とコロンビア大学が測定している環境パフォーマンス指数において、近年、世界第 3~5 位を推移していることからも伺うことができる。この指数で評価された項目に、生物多様性保全政策が挙げられ、そこでは自然保護区行政を担う環境エネルギー省(Ministerio de Ambiente y Energía)の取り組みが高く評価されている ¹⁾。

1 コスタリカの「気候変動対策の国家戦略 (Estrategía Nacional de Cambio Climatico)」 の中で、同指数のランキングを維持することが一 環境エネルギー省による資源管理体制は、1980年代に始まったコスタリカ政府のネオリベラリズム化と、それに伴って 1990年代に行われた自然保護区行政の構造改革によって整備されていった。この改革の根拠となったのが生物多様性法(Ley de Biodiversidad、1998年制定)などの環境法である。同法 49条では、「生態系の保全は、国家と国民の責務である」と書き込まれるなど、「環境保全」はコスタリカ国家の規範となっていった。

現在、コスタリカ国内には、166 の保護区が設置され、その面積は、国土の26.55%を占める。沿

つの目標とされており、コスタリカ政府が重視し ている指標である。

*学生会員 横浜国立大学大学院環境情報学府 **非会員 横浜国立大学大学院環境情報研究院

岸域に目を転じると、59の保護区が設置されており、保全されている海域の総面積は、コスタリカの領海の 17.5%に相当する²。これらの海洋保護区で、太平洋の海岸線の 51% (592km)、カリブ海の海岸線の 56% (119km) が覆われている ²⁾。

以上のように、コスタリカでは、「環境保全」を軸とした統治体制の再編が行われ、それ自体がひとつの社会の規範と化している。そして、その影響は、半分以上の海岸線が保護区となっている状況からも見て取れるように、沿岸域においても顕著に見られる。

1.2 問題の所在

筆者らの第一の関心は、コスタリカにおいて、 現行の資源管理体制がどのようにして制度化をみ たのか、という点である。その検討にあたっては、 Agrawal や Goldman、Malette らによって議論さ れてきた、「エコ統治性 (eco-governmentality)」 に関する議論が有効であると考える3。エコ統治性 とは、Foucault の統治性概念を分析枠組みとし、 特定の資源管理体制と地域社会における権力関係 を分析するものである。Foucault の統治性論は、 統治を可能にさせる要因(知と技術)に着目する が、エコ統治性は、「持続可能な開発」という言説 と、途上国社会のネオリベラリズム化という統治 術が組み合わさる地点に出現すると考えられてい る 4。すなわち、「環境第一」という言説と、「市 場第一」を求め、規制緩和や行政の構造改革を要 求する技術が結合する点に、経済合理性に基づい て自然を管理する「エコ合理性 (eco-rationality)」 を内包した資源管理体制が誕生する 5。このよう な統治体制の下、資源管理に関わる規制などの法 整備や、環境行政改革などが推し進められてゆく。

すると、その国家自体が、「エコ合理的に資源を護る」という規範を生産させる装置となり、人々を規律・訓練すると共に、良き環境市民として主体化していく。このような分析を通して、開発途上国において、環境という価値が国や社会を統治するための道具として使われている様子が明らかにされてきた。

コスタリカ社会においてもネオリベラリズム化によって、環境行政が再編されたことは冒頭で述べた通りである。そこで本稿では、コスタリカにおいて現在の資源管理体制が構築されるプロセスを、エコ統治性をカギ概念として整理することを第一の目的とする。

第二の関心は、そのようにして構築された資源 管理体制の下で、沿岸域の社会では何が起こって いるのか、という点である。従来のエコ統治性の 議論は、ネオリベラリズムと迎合した上からの権 力作用によって、あたかも地域社会が意のままに 変容してしまうかのように描かれる。しかし、筆 者らは必ずしもそうでないと考える。このことを、 コスタリカ北部の村落を事例に検討する。

事例として取り上げるオスティオナル村のウミガメ保全事業は、協働型資源管理の成功例としてしばしば肯定的に取り上げられてきた 78。しかし、そうした状況に至る過程では、資源を利用したい住民と、規制をしたい行政・研究者の間のコンフリクトがあったことも報告されている 9。コンフリクトを乗り越え、今日的状況に至るまでにどのような地域の人々の知恵があったのかを筆者(武田)が行った現地調査から明らかにする。資源利用の規制を強いる「上からの力」に対する、人々の動態を明らかにすることで、地域の側から見たエコ統治性の姿を描き出すことが、本稿の第

² これら 59 の保護区のうち、39 区は海岸線まで の陸域のみを保全区域としており、残りの 20 区 は陸域と海域を保全している。

³ Agrawal は、environment と governmentality を結合した"environmentality" という造語を使用し、同様の現象を説明した³⁾。

二の目的である。

1.3 本稿の構成と調査手法

そこで、第一の目的に沿い、2章にて1980年代 以降にコスタリカが経験した社会変容と自然保護 区行政の改革について論じる。次に3章と4章に て、第二の目的に沿って地域側の実践例を詳述す る。現地の記述に関して、特に引用などを記して いない個所は、筆者の調査に基づいている。

現地調査は、2014年3月4日~3月28日、同年7月28日~9月11日にかけて行った。手法は、参与観察に基づく関係者への半構造インタビューによる。調査言語はスペイン語を使用した。

2. コスタリカの自然保護区行政

2.1 自然保護区行政の改革

コスタリカは、1980年代初頭に債務危機に陥ったことをきっかけに、世界銀行と IMF の支援を仰ぐ。両者の監督のもとに行われた 3 段階の構造調整プログラムの結果、ネオリベラリズムを基本とした小さな政府と輸出指向の工業国を目指すこととなる。それに伴い、政府機関の小型化や、行政組織の民営化が行われた 100。それによって、福祉分野での削減が進む一方、行政サービスの後退によって生じた「ガバナンスギャップ」を埋めるため、NGO が社会的サービスを提供するようになる 110。こうしたトレンドは、保護区行政のアリーナにも同様にして起こった。

そもそも、コスタリカにおける自然保護区政策は、1960年代に始まる。当時、国内外の食肉需要の高まりによって放牧地が過剰に拓かれたことで、森林減少が加速的に進み、社会問題として認識さ

2.2 国家保全地域庁 SINAC

SINACは、環境エネルギー省の外局にあたる行政組織であり、その設立根拠は、生物多様性法に求められる。同法 22 条では、既存の保護区行政機関を統合し、新たな組織 SINAC を設立することが書かれると共に、そのコンセプトは、「非中央集権化」と「参加型」を特徴とした組織であることが明記されている5。

SINACは、生態系の特徴から国内を11の「保全地域」と呼ばれる管区に区分している6(図1)。 各保全地域には、保全地域事務所が置かれ、各事

れるようになった120。その対策として、政府は森 林保有者に対してマーケットメカニズムを利用し た森林回復政策を展開した4。また、1969年に制 定された森林法では、残された森林を開発から護 ると共に、既に伐採された森林の回復を目的とし て、森林保護区および国立公園の設立が記された。 これらの保護区は、人為的利用を排除する「要塞 型保全(fortress conservation)」を基調としており、 資源管理は、コマンド・アンド・コントロールに よる中央集権的な国家中心アプローチ (statecentred approach) がとられていた 14) 15)。また、 保護区を管理する行政組織も、国立公園局、森林 局、野生生物保護局といった複数の組織が管轄し ていたために統制が取れないという問題点があっ た 16)。このような背景から、1990 年代に保護区 の行政組織の統合をはかり、地方への権限委譲を することで、保護区行政の「小さな政府化」が構 想された。その結果として 1994 年に誕生したの が、国家保全地域庁(Sistema Nacional de Áreas de Conservación、以下 SINAC) であった。

⁴ 森林保全分野での生態系サービスへの支払制度 (PES) として知られる。その萌芽は 1979 年に 開始された植林行為を行う森林保有者へ対する減 税措置に見ることができる ¹³⁾。

⁵ SINAC 組織の解説に関わるスペイン語訳は大 澤 ¹⁷⁾を参考にした。

⁶ 保護区域は、県などの行政区分とは異なり、地域の生態系の連続性を考慮して区分されている。

務所は、資源管理に関わる権限を委譲されている。 しかし、保全に関わる戦略や方針は、保全活動に 関連する省庁の地方事務所、地方自治体、非政府 組織、住民を含む利害関係者で構成される「地方 評議会」と各保全地域が協働で策定することが定 められている(第29条)(図2)。また、同評議 会は、SINACが実施する保全活動および計画に、 地域のニーズが反映されているか監視する役割も 担っている。

さらに、環境エネルギー省の大臣を座長とし、 11 の地域評議会の代表が集まる「国家評議会」が



図1 SINAC 管轄の保全地域 (SINAC の HP より 18)

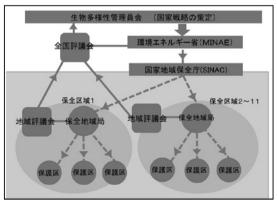


図2 保護区行政の意思決定システム

存在する。ここでは、各保全区域の年間予算などの承認が行われる他、環境保全の国家戦略を策定する生物多様性委員会と連携して、戦略の立案および調整を行うことが定められている(第25条)。

このように、コスタリカの保護区行政は、評議 員会を通じて、地域レベルと国家レベルで住民の 意思決定を実現させ、その意思を国家戦略に反映 させられる制度設計になっている。しかし、 SINAC が目指す住民参加は、「行政主導による住 民参加」であると指摘できよう。その弊害として、 各保護区レベルでは、住民と保護区の間に軋轢を 抱える保護区も少なくない 190。そのため、SINAC 自身も、現行のガバメント型の資源管理体制と住 民主導の資源管理をいかに協働させるかが、現場 レベルでの課題であるとしている 200。

以上のように、ネオリベラリズムは、コスタリカの環境行政を再編させる装置として機能するとともに、ガバナンスギャップの埋め合わせや「住民参加」の制度化を通して、市民を制度に取り込むように作用した。しかし、人々は、ただ受動的に制度に取り込まれるだけの存在なのであろうか。この点について、地域の事例を元に検討する。

3. 協働型資源管理の実例

3.1 地域の概要

グアナカステ県サンタクルス郡オスティオナル村⁷は、コスタリカ北部太平洋沿岸にある人口1001人の村落である⁸(図 1)。オスティオナルの浜辺には、月に1回程度⁹、数千匹のヒメウミガメ(*Lepidochelys olivacea*)が一斉に押し寄せ産卵を行う「アリバダ(arribada)」と呼ばれる現象が起こる。そこで、ヒメウミガメの産卵地を保全する

施したモニタリング調査の結果によれば、アリバダが起こる回数は年間 $10\sim15$ 回(平均 12.4 回)であった $^{22)}$ 。

⁷ Barrio Ostional, Distrito Cuajiniquil, Cantón de Santa Cruz, Provinceia de Guanacaste 8 2012 年国勢調査に基づく ²¹。

⁹2007年から 2011年の期間、コスタリカ大学が実

目的で、同地区の浜辺は野生生物保護区に指定されている。アリバダが起こる浜辺は、世界で9箇所しか確認されてらおらず10、1970年代より米国出身の自然科学者たちによって産卵地の保護活動が展開されてきた。一方、コスタリカの沿岸域に暮らす人々は、慣習的にウミガメの卵を利用してきた歴史がある11。オスティオナルでは、ウミガメは食糧であると共に、換金資源でもあり12、彼らの生活を支える「神の恵み13」であった。

そこで、両者の利害を損なわぬよう、保全をし つつ、一部の卵の利用を認める活動が展開されて いる。コスタリカでは、「ウミガメの保護・保全・ 回復法 (Ley de Protección, Conservación y Recuperación de las Tortuga Marinas)」によっ て、全土でウミガメの卵の利用が禁止されている。 しかし、この地域は、唯一の例外として卵の利用 が認められている 24) 25)。その根拠法となっている のが、野生生物保全法(Lev de Conservación de Vida Silvestre) である。同法では、オスティオナ ルの浜辺を野生生物保護区に指定することと、保 全活動を行う住民組織を設立することが記載され、 保護区内において同組織のメンバーによる卵の利 用を認めている。また、保護区の資源管理の方針 は、保護区と住民組織、科学者グループの3者で 行うことが定められている 26)。

以下、この3者の役割ごとにオスティオナルの 資源管理を解説する。なお、以下の記述において 注釈がないものは、筆者が行ったインタビュー調査で得た情報を基にしている¹⁴。

3.1.1 オスティオナル野生生物保護区

オスティオナル野生生物保護区(Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional)は、1983年に誕生した。同保護区は、アリバダが起こる浜辺を、海岸線から 200メートル、幅 14キロにわたって保全している。保護区の管理計画書によれば、活動の重点目標には、ヒメウミガメとその産卵地の保全、マングローブ樹林の保全が挙げられている 270。保護区の大きな役割としては、保護区の管理計画を策定する際に座長を務めることと、保護区内の取締りなどが挙げられる 15。職員はSINACに所属する公務員であり、オスティオナル以外の出身者である。現在、職員は3名のみで、十分に保全活動を行えていないという課題がある。そこで、海外からのボランティアの受け入れを行い、人的資源として活用している。

3.1.2 コスタリカ大学生物学部

保全活動の基本方針を作る際に、科学的データ 提供しているのは、コスタリカ大学生物学部の研 究グループである。オスティオナルにおける生態 調査の第一人者ある同学部の Robinson 教授(米 国出身、故人)は、1960 年代後半より同地で調査 活動を開始し、1970 年に設置されたリサーチステ

¹⁰ コスタリカ、ニカラグア、メキシコ(各 2 箇所)、パナマ、スリナム、インド(各 1 箇所)の計9箇所。オスティオナルのアリバダは世界では2番目に大きな規模とされる²³。

¹¹ 精力剤として生食される他、鍋料理や卵焼きなどにして食される。

¹² 食用として販売される他、1970年代までは、 家畜の飼料として販売されてきた。

¹³ 'La gracia de Dios'。住民の語りによる。

¹⁴ 情報提供者は、住民組織立ち上げに尽力した A 氏 (男性)、現組合長の B 氏 (女性)、沿岸警備 リーダーの C 氏 (男性)、観光協会長の D 氏 (女性)、オスティオナル村の初期入植者の子孫である E 氏 (男性)、保護区長の F 氏 (男性)の 6 名。 15 警備を担当するパークレンジャーは、拳銃の 所持を許可されており、保護区内で違法行為を行った者に対する逮捕権限を持つ。

ーションは、頭数モニタリングの中心的役割を果 たしている。このグループの最大の役割は、モニ タリング調査の結果から、住民が採集してよい卵 のキャパシティを決定することである。ここで決 定されたハーベスト・キャパシティが、保護区の 管理計画へ反映され、住民の採集量が決定される。 キャパシティは、自然状態でもロスしてしまう卵 (Natural egg loss) の割合から算定される。アリ バダ時には、大量のカメが上陸するため、産卵し た卵が、後から来たカメに踏みつぶされたり、掘 り起こされたりしてロスしてしまう卵が発生する。 このような、ナチュラル・ロスしてしまう卵の一 部が住民に開放されている16。ハーベスト・キャパ シティは、毎年行われるモニタリングの結果を元 に順応的に管理され、5年に一度の保護区管理計 画に反映される。

3.1.3 住民組織

卵の採集を行うのは、1987年に設立されたオスティオナル総合開発組合(Assosiación de Desarrollo Integral de ostional、以下 ADIO)のメンバーに限られている「プ。メンバーは、卵の採集を行う見返りとして、海岸の保全活動にも従事する「8。組合は、採集された卵を集荷し販売すると共に、各組合員の労働時間を管理し賃金を支払う。しかし、そこでは過剰な卵の利用を避けるため、ふたつの制限が設けられている。一つは、先述した卵のハーベスト・キャパシティであり、他方は、組合のメンバー・キャパシティである。組合は、すべての希望者が入会できるわけではなく、科学者グループのモニタリングに基づいて上限数が決

められている。2014年現在、メンバー・キャパシティは225名であるが、これは、管理計画が策定する度に見直される。加入条件は、オスティオナルでの居住歴が5年以上ある者(外国籍の者を除く)で、15歳以上の男女に限られる。組合長は、組合員内の選挙によって選出され(任期2年)、組合長が任命した副代表2名(いずれも有給職員)と共に運営にあたる。

組合は、卵の利用の既得権を保有してきた一方で、卵に依存する収入モデルの脱却を目指してきた。現組合長によれば、組合名に掲げられている「総合開発」が意味するところは、卵の収益によって、コミュニティ全体の発展を目指すことであると言う。そこで、卵の売り上げの30%19が組合へ分配され、その分配金によって、道路やサッカー場の整備といったコミュニティの公共財に投資されている。組合は、ウミガメの卵を、地域全体の発展のための資源と捉えている。

オスティオナルにおけるこれらの取り組みは、 住民、保護区、科学者の協働資源管理の好例のようにも見える。しかし、この協働体制が構築される過程で、彼らは大きなコンフリクトを経験してきた。以下、その経緯を詳述する。

4. 資源を巡る住民の戦略的交渉

4.1 1970 年代まで: コンフリクトの発生

オスティオナル村の歴史は、1904年に入植した一家と共に始まる²⁰。この時期から、ウミガメの卵は、村人の食糧・換金資源として利用されてきた。

一方、法的には 1948 年に漁業と海事法 (Ley de Pesca y Marítimas) にてウミガメとその卵の商

16現在の規定では、採集はアリバダが開始されて から **36** 時間に限られる。

^{17 1983} 年、同組合の前身組織が設立され、その時点から組合員の採集が行われていた(後述)。 18 月に一度の海岸清掃などを行う他、日々の夜間のパトロールを行っている。

¹⁹ また、組合員は水産庁に対して卵の採集料として年間 20000 コロン (約8000円) を支払う。 20 第一入植者の子孫である E 氏の証言による。 村内では、この年を開村の年とする認識があり、 2004年には開村 100周年の行事が行われた。

業的採集と販売、産卵地の破壊が禁止され、さらに 1966 年には野生動物相保全法(Ley de Conservación de la Fauna Silvestre²¹)にて非商業的であっても、卵の採集は全土で全面禁止された ²⁸。しかし、住民らへの聞き取り調査によると、当時の人々の間には、法的な規制があることが認識されておらず、卵の採集を続けてきたという。

人々の認識に変化が起こり始めるのは、1960年代後半のことである。この時期から、アメリカの平和維持部隊(Peace Corps)のボランティアが同地で活動を始める。Cornelius によれば、アリバダという現象は、彼らの活動レポートによって世間に「発見」されていったという290。こうした流れの中で、1970年、コスタリカ大学のRobinson教授が同地にリサーチステーションを建設し、ウミガメの研究を開始する。同教授はアメリカ出身の生物学者で1966年以降、コスタリカ大学で教鞭をとった人物である。当時の浜辺は、放し飼いにされた家畜の豚に卵が食い荒らされる他、住民らが卵を乱獲するなどの状況があり、その無秩序な状況を危惧したRobinson教授は、ウミガメの保護を目指した活動を展開していく300。

自然科学者の活動によって、アリバダの科学的価値が認識されると、1979年から警察官が常駐するようになる。海岸のパトロールが開始され、卵の採集は、密猟として取り締まられるようになった。こうして、住民らの間にもウミガメの卵を採集することが、「違法行為」であると認識されていくようになったという。当時のことを回想したある村人は、「(卵を採るという)日常行為が犯罪行為へと変わってしまった」と語る。彼らの行為が「悪行」として取り締まられることで、村全体のフラストレーションは溜まっていった。

その最中、取締官であるはずの警察官によるい

くつかの事件が発生する。一つは、数人の警察官による卵の密猟、および押収された卵が彼らによって裏市場に横流しされていたことが発覚したことである。その背景には、サンタクルス郡の有力者がブラックマーケットを仕切っていたとも噂されていたという。もう一つは、ある警察官がパトロール中に村の女性を「誤射」し、被害者が亡くなるという事件が起こったことである。警察官が主張する「誤射」には、不可解な点が多々あり、住民の間に禍根を残す結果となった。この事件をきっかけに村人の怒りは爆発し、その怒りの矛先は、ウミガメの卵に「保護すべき資源」という価値を与えた Robinson 教授へ向かう。村人によって教授の家に火が放たれ、村内は混沌としてゆく。

4.2 1980 年代: 卵採集の合法化運動

外国人リサーチャーや警察官という外部の介入 は、結果として村の治安の悪化を招くこととなっ た。卵の採集が「違法行為」へと読み替えられて いく過程で、卵の流通がブラケットマーケット化 し、本来はそれを取り締まるはずの警察官の不正 などが重なり、村は混乱状態へと陥った。

このような背景から、1981年に村のリーダー3名を中心に、卵の採集の合法化を目指す住民運動が起こる。運動のリーダーであったA氏によれば、それは、卵の利用規制に対する抵抗というよりも、むしろ、村の治安の悪化を懸念しての措置であったという。一方、Robinson教授も住民側に歩み寄りを見せる。卵のナチュラル・ロスを見直し、「ロスを減少させるために保護する」という主張から、「一定のロスは出てしまうものなので、その分の利用を認める」といったように主張を変え、住民に歩み寄る態度を見せるようになった310。

リーダーらは、村の窮状を訴えた上で、自主的

引き継がれ、同年に廃止されている。

²¹ 同法は1996年に制定された野生生物保全法に

な資源管理を行う権利を求めた草案をまとめ、ロ ビー活動を始める。同草案には、資源管理を行う ための取り組みとして、卵の採集はアリバダ発生 後 36 時間以内のみ行うとし、それ以外の期間に 不正な採集が起こらぬよう、住民自身が海岸を管 理することなど、利用の見返りとして保全活動を 行うことが既に書かれていたという22。リーダー らのロビー活動によって、郡の有力者と郡議会議 員を巻き込み、草案は、サンタクルス郡議会へ提 出される。郡議会を通過した同草案は、当時の郡 長の支持も受け、卵の採集に関して規制権限を持 っていた農牧省²³ (Ministerio de Agriculutura v Ganadería) 宛てに書き換えられると共に、オス ティオナルの浜辺を保護区化し、保護区内に限り 住民の卵の利用を認める構想が付け加えられた。 草案は、1982年、郡選出の代議士を通じて立法議 会へ提出された。法案は通過し、同年に野生動物 相保全法(Lev de Conservación de la Fauna Silvestre) ²⁴にオスティオナル野生生物保護区の 設立が明記され、1983年、保護区が誕生した32)。 また、同法には、同保護区内において卵の採集を 認める条件として、科学的根拠に基づいた採集で あることと、採集の権利を持つのは、国家コミュ ニティ開発局 (Dirección Nacional de Desarrollo de la Comunidad) の指導の下に組織された住民 組織のメンバーに限ることが記された。これを受 け、1984年にオスティオナルのリーダーらは、住 民組織 (ADIO の前身組織) を立ち上げる。この ようにして、住民組織と研究者、行政(保護区) の3者による協働資源管理体制が構築されると共 に、住民の卵の採集も再開されることとなった。 その後、住民組織は、卵の利用と保全だけでな く、地域全体の発展を担うことを志向してゆく。

²² 草案原題"Anteproyecto para exponer nuestro punto de vista"。原文はすでに存在せず、本記述は執筆者の一人であったA氏の記憶による。

それは、「卵の収益だけに依存するだけでは、かっての生活と変わらない」ということが住民間で認識されたことによるという。そこで、1987年に組織名称を現在の「オスティオナル総合開発組合」に変更し、卵の収益の一部をコミュニティに還元する現行制度が開始されると共に、1990年代に入ると観光部局を立ち上げ、観光誘致とローカルガイドの育成などを始めるようになる。現在、ウミガメは、観光資源としての役割も果たしている。このような経緯を経て、協働資源管理は現在まで続いている。

住民 vs 研究者・警察官という対立は、村の秩序 維持を目指す合法化運動と、自然科学者の歩みよ りによって、「利用しながら護る」という形態へ 変化してゆく。その両者が手を結ぶ結束点にあっ たのが、「保全」というキーワードであった。

4.3 村人たちの反応

前節で述べたコンフリクトの詳察から見えてくるのは、卵採集の合法化運動は、資源利用の規制という「上からの力」に対する抵抗運動ではなかった、ということである。彼らは 1970 年代に遭遇した「環境保全」という新たな規範を真っ向から否定するのではなく、「あえて」受け入れることで、村の治安を安定化させると共に、卵を利用する権利を獲得していった。そこには、当時のリーダーの戦略的交渉術があった。

一方、実際の資源利用者である非リーダー層の人々は、この運動をどのように眺めていたのだろうか。そのことを明らかにするために、1940年代から1960年代生まれ(合法化運動が起こった時に青年以上だった人々)の男女8名に半構造インタビューを実施した。「卵採集の合法化運動につい

²³ 実務を行うのは、農牧省が監督する水産庁。

²⁴ 現在は廃止され、1992年に制定された野生生物保全法へ継承される(同法128条に明記)。

て、またその対価として彼らの生活圏に保護区を 設置することについて、当時どのように考えてい たのか」という筆者(武田)の質問に対して、大 きく3つの回答が聞かれた。以下、代表的な語り を紹介する。

40代後半(女性)

ウミガメを護ることの大切さは理解できた。で も、卵の採集は父の代から行ってきたし、それを 禁止されることに反感を持っていた。保護区を 作ることに反対はなかった。好きに卵を採るこ とはできないけれど、採集が禁止されていた時 と比べたら、安定して卵の採集ができるから。

50代後半(男性)

保護区を作ることには賛成だった。なぜなら、 当時、〇〇や××(いずれも近隣の村落)から 私たちの目を盗んで卵を取りに来る人々がいて、 あまりいいことではないと感じていた。保護区 を作れば、他の村の連中に好き勝手に卵を採ら れることはないと思った。

60代前半(男性)

合法化運動や保護区の誘致に反対はしなかったが、あまり興味もなかった。ウミガメの卵から得る収入は、あくまでも副収入だ。私は、牧畜を営んでいた。当時、牧畜はいい商売で、この村でも畑をつぶして牛を飼い始める人が増えていた。でも、合法化以降は、僕も組合員になって卵を採っていた。収入は多い方がいいから。

このように、人々の語りは一様ではないが、上記3名以外のインフォーマントからも保護区を設置することに反対だったという意見は聞かれなかった。8名中4名は、三番目の語りと同様に消極的な賛成であったが、一方で注目したいのは、反

対しない背景には、それぞれの思惑があるという 点である。一番目の語りは、合法的に卵を採集で きることに、二番目の語りは、オスティオナルの 人々だけが卵という資源を囲い込むことができる ことに保護区のメリットを見出している。すなわ ち、これらの話者たちもリーダーらと同様に、(こ の段階においては)環境保全のためというよりも、 彼らの思惑を実現させるためのツールとして「保 護区」を捉えていたと推察できる。彼らの語りか らは、一方で「環境保全」という言説を受け入れ ながらも、保護区に彼らなりの価値を見出し、社 会の中に取り込んでいく実践を伺うことができる。

5. 考察

本稿では、中米コスタリカの資源管理体制が整備されるプロセスについて、国家レベルと地域レベルを対比させながら検討してきた。以下では、それぞれについて整理する。

本稿の第一の目的は、国家レベルの資源管理体 制が整備されるプロセスを、エコ統治性の文脈で 整理することであった。エコ統治性は、ネオリベ ラルな統治術と環境保全に関わる知が組み合わさ ることで発動するとされてきた。コスタリカのネ オリベラリズム化は、1980年代に起こった財政危 機を救済する目的で、世界銀行と IMF という外 圧によって推し進められた。他方、コスタリカ国 内では、1960年代より森林回復が国家的課題とな り、1970年代の末にはマーケットメカニズムを利 用した森林保全政策が展開されてきた。このよう な、国内的文脈における環境の専門知とネオリベ ラリズムが交錯し合った 1990 年代にエコ合理性 に基づいた環境行政の改革が起こったと言えよう。 ここで誕生した SINAC は、非行政セクターとの 協働を志向する組織であった。他方、政府の小型 化および歳出削減は、環境分野でのガバナンスギ ャップを招き、NGO や市民団体などの活動を盛

んにさせた。コスタリカの人々は、このようなネオリベラリズムの作用によって、現行の資源管理 体制に取り込まれていった。

従来のエコ統治性の議論では、上記のような国家レベルで構築されていく制度が、地域社会にもたらす権力作用に焦点が当てられてきた。すなわち、「上からの」エコ統治性が分析対象とされてきた。それゆえに、当該制度の下で生きる地域社会の人々に何が起こっているのかを十分に検討してきたとは言い難かったものである。そこで、地域社会の事例から、この点を補完することが本稿の第二の目的であった。

オスティオナルにおけるウミガメの保全活動は、コスタリカ政府がネオリベラリズム化する以前に始まった運動である。しかし、当該運動が、(自然科学者が発する)環境保護を公共善とする言説と、国家による資源利用規制の間で展開されてきた点において、オスティオナルの人々が置かれた状況は、コスタリカにおける今日的状況を先取りした例であると考えられる。

オスティオナルの人々は、自然科学者や行政と のコンフリクトを経て、自らが保護区を誘致する 主体となった。しかし、それは単に彼らが環境活 動に熱心な主体に変化したことを意味するわけで はなかった。保護区の誘致運動が起こったのは、 治安の安定や隣村からの密猟対策といったコミュ ニティ内の課題を解決する際に、「保護区」とい う制度が有効であることを、人々が認識した結果 であった。彼らの実践は、「上からの」エコ統治 性を反映した仕組みともいえる保護区という制度 を、逆に地域のガバナンス (協治) のツールとし て利用している営みであった。すなわち、地域社 会は、単に「上からの」エコ統治性の客体として 存在するのではない、ということである。オステ ィオナルの事例を通じて見えてきたエコ統治性の 実相は、地域社会がエコ統治性の客体でありなが ら、同時に、その主体としても存在しているとい うことである。

なお、注目すべきもう一つの諸相として、ロー カルなコミュニティに内在するエコ統治性が挙げ られる。紙面の都合上、本稿での言及は難しいが、 その触りだけ紹介したい。卵採集の合法化運動に よって誕生した住民組織(ADIO)は、行政(保護 区)と大学(自然科学者)と協働しながら、ウミ ガメの保全と卵の資源利用に関するローカルなル ールを策定する役割を担っている。すなわち、独 自の資源利用の規範を作り出し、自らが共同体の メンバーを規律・訓練するように作用している点 において、彼らが作り出したこの体制もまた、「環 境」による権力を内包した統治性を有していると 言えるかもしれない。これは、「環境」が国家レ ベルの統治のツールとなっていることを指摘した 従来のエコ統治性論とは性格を異にし、主体化さ れる側と考えられていた地域共同体による「環境 による統治」の実践と捉えられるだろう。

この点に関して参考になると考えているのは、関の議論である 33)。関は、本稿で着目してきたような統治が生まれる「場」としての共同体(性)に着目する。すなわち、村落社会を、政府や市民組織といった外部の他者とのネットワークの中で捉え直し、各アクターの権力関係を分析することで、「上からの統治」に対する「下からの統治」を捉えることが可能になるとする。本稿で十分に言及できなかったのは、このような保全運動を巡る各アクター間の分析であった。この点を今後の課題としたい。

付記

本稿の執筆に際して、匿名の査読者の方々から 貴重なご教示をいただいた。その有益なコメント によって、本稿の趣旨をより明確にすることがで きた。この場をお借りして御礼を申し上げたい。 また、本稿は、平成 26 年度文部科学省科学研究費 (特別研究員奨励費:課題番号 26・11545) による研究成果の一部である。

引用・参考文献

- Environmental Performance Index http://epi.yale.edu/ 2014.8
- Alvarado, J. Cortés, J. Fernanda, M. and Salas, E.: Costa Rica's Marine Protected Areas: status and perspectives, Revista de biología tropical, 60(1), pp.129-142, 2011.
- Agrawal, A.: Environmentality: Technologies of Government and the Making of Subjects, Duke University Press, 2005.
- 4) ゴールドマン,M:緑の帝国—世界銀行とグリーン・ネオリベラリズム、山口寛子訳、京都大学出版会、2009
- 5) Malette, S: Foucault for the next century: eco-governmentality, Foucault for the 21th century: Governmentality, Biopolitics and Discipline in the New Millennium. Binkley, S and Capetillo, J (ed), pp.221-237. Cambridge Scholars Publishing.
- 6) 前掲3
- Guillermo, E y McHugh, A: Ostional: comunidad modelo en áreas silvestres protegidas, Revista Herencia, 18(2), pp47-58, 2005
- Villate, R: Desarrollo local y conservación de tortugas marinas en Costa Rica y panamá, Mesoamericana, 16(3), pp40-55, 2012
- Campbell, L: Use them or lose them?
 Conservation and consumptive use of marine turtle eggs at Ostional, Costa Rica,

- Environmental Conservation, No.25(4), 1998
- 10) Fletcher, R.: Making 'Peace with Nature': Costa Rica's Campaign for Climate Neutrality, Climate Change Governance in the Developing World, (ed) Held, D et al, Polity Press, pp.155-173, 2013
- 11) Edelman, M.: Peasants against Globalization: Rural Social Movements in Costa Rica, Stanford University Press, Stanford, CA, 1999.
- 12) Evans, S: The Green Republic: A conservation History of Costa Rica, University of Texas Press, 1999.
- 13) 松本充郎:国連気候変動枠組条約の国内法的 展開(2):森林等吸収源とコスタ・リカの森林 慣例法制を事例として、上智法学論集、46巻 3号、pp.1-42、2003.3
- 14) 前掲 10
- 15) 前掲 12
- 16) 城殿博:コスタリカにおける熱帯雨林生態系の保全と再生-グアナカステ保全エリアの事例を中心に、熱帯林業、46号、pp2-11、1999
- 17) 大澤正喜: コスタリカ〜生物多様性の先駆的 取組、OECC 会報、68号、pp12-13、2013年
- 18) SINAC: http://www.sinac.go.cr/Paginas/Inic io.aspx 2014.8
- 19) Vendermeer, J. and Perfecto, I.: Breakfast of Biodiversity: The Political Ecology of Rainforest Destruction 2nd edn, Food First Book, 2005.
- 20) SINAC: Plan Estratégico Quinquenio 2010 - 2015. *SINAC の保全戦略計画書
- 21) Instituto Nacional de Estadística y Censo de Costa Rica: http://www.inec.go.cr/Web/ Home/pagPrincipal.aspx 2014.8

- 22) Chaves, A. Morera, R. y Avilés, J.:
 Seguimiento de la actividad anidatoria de las tortugas marinas (Cheloniidae y Dermochelyidae) en el Refugio Nacional de Vida Silvestre de Ostional, Santa Cruz, Guanacaste. XVI informe anual *コスタリカ大学生物学部による調査報告書(未出版)
- 23) 前掲 9
- 24) 前掲7
- 25) 前掲8
- 26) 前掲 9
- 27) SINAC-ACT: Plan Quinquenal de Manejo y Conservación de Tortugas Marinas Lora del Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional 2012-2016, 2012 *保護区の管理計画書
- 28) 前掲9
- 29) Cornelius, S. E et al: Management of olive ridley sea turtles (Lepidochelys olivacea) nesting at Playa Ostional, Costa Rica, Neotropical wildlife use and conservation (ed) Robinson, G & Redford, H, University of Chicago Press, pp111-135, 1991

- 30) 前掲9
- 31) 前掲9
- 32) 前掲 27
- 33) 関恒樹: グリーン・ネオリベラリズムとエイジェンシーの共同体--フィリピンの海域資源管理の事例から-、文化人類学、73 巻 4 号、pp.477-498、2009.3

著者紹介

武田 淳(正会員)



横浜国立大学大学院環境情報学府博士 後期課程、(独) 日本学術振興会特別研 究員。昭和 57 年生まれ、平成 20 年㈱ JTB 関東入社、平成 22 年青年海外協力 隊(職種:社会学・文化人類学)として コスタリカに赴任、平成 25 年横浜国立 大学大学院環境情報学府入学

E-mail: takeda-jun-tx@ynu.jp

及川 敬貴 (非会員)

横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授,平成7~9年フルブライト・フェロー,平成12年北海道大学大学院法学研究科修了,博士(法学),主要著書として、『アメリカ環境政策の形成過程—大統領環境諮問委員会の機能』(北海道大学図書刊行会,2003)や『生物多様性というロジック—環境法の静かな革命』(勁草書房,2010)など

Aspects of Eco-governmentality on the Collaborative Resource Management A Case Study of a Marine Turtle's Conservation Project in Costa Rica

ABSTRACT: The purpose of this paper is to analyze gavernmentality of environment on the state and local level in Costa Rica. Using a concept "eco-governmentality" that is expanded on Foucault's concepts of governmentality, we explain the making process of the resource management regime in the state and reveal local community's reaction against regulation of resource use under the regime. The research site Ostional village is known as marine turtle's nesting site and have been practiced the collaborative resource management by the local community and conservation area. Through the case of Ostional, we reconsider the arguments of "eco-governmentality" that have been considered what the local people is the object of "governmentality from above"

KEYWORDS: Eco-governmentality, Collaborative resource management, Costa Rica, Marine turtle.